

別記 第● 文化財等

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、文化財等に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、対象とする文化財等は次のとおりとし、動物、植物に関する文化財等は生物・生態系又は緑地で扱うものとする。

ア 文化財保護法第2条第1項第1号の有形文化財のうち建造物であって、同法第27条第1号の規定により重要文化財に指定されたもの

イ 神奈川県文化財保護条例第2条第1号の有形文化財のうち建造物であって、同条例第4条第1項の規定により県指定重要文化財に指定されたもの

ウ 横浜市文化財保護条例第2条第1号の有形文化財のうち建造物であって、同条例第6条第1項の規定により市指定有形文化財に指定されたもの

エ 文化財保護法第2条第1項第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたもの

オ 神奈川県文化財保護条例第2条第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同条例第31条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定されたもの

カ 横浜市文化財保護条例第2条第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同条例第40条第1項の規定により市指定史跡名勝天然記念物に指定されたもの

キ 文化財保護法第93条第1項に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地

(2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、文化財等を環境影響評価項目として選定することを検討する。

ア 工事中又は存在・供用時に、文化財等への影響が予想される場合

イ 工事中に、建設機械の稼働、工事用車両の走行等により、文化財等への影響が予想される場合

ウ 存在・供用時に、施設の存在、施設の稼働、関連車両の走行等による文化財等への影響が予想される場合

エ その他文化財等への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 文化財の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

- (7) 種類
- (4) 位置又は範囲
- (ウ) 指定区分及びその概要
- (エ) 周辺環境

イ 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために必要な次の状況を把握する。

- (7) 位置又は範囲
- (4) 内容及び分布状況等
- (ウ) 周辺環境

ウ 関係法令、計画等

- (7) 文化財保護法
- (4) 神奈川県文化財保護条例
- (ウ) 横浜市文化財保護条例
- (エ) 横浜市文化財保存活用地域計画
- (オ) その他必要なもの

エ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項把握する。

(2) 調査方法等

ア 文化財等の状況

(7) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、文化財等に影響を及ぼすと想定される地域とする。

調査地点は、対象事業の実施により、文化財等に影響を及ぼすと想定される地点とする。

(4) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、本市の関係機関への協議を行うものとする。

また、必要に応じて現地調査及びヒアリングを実施する。

なお、現地調査を行う場合は本市の関係機関等の意見を参考にして行う。

イ 関係法令、計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

原則として「ア 文化財等の状況」の調査地域とする。

(1) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理とし、本市の関係機関への協議を行う。

また、必要に応じて現地調査並びにヒアリングを実施する。

(3) 調査結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

3 環境保全目標の設定

「2 (3) 調査結果」を勘案するとともに、関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 文化財等の価値が損なわれることなく保存される水準

(2) 適正に記録保存される水準

4 予測

(1) 予測項目

対象事業の実施により、文化財等に影響を与えるおそれのある項目から必要なものを選択する。

ア 文化財の現状変更の程度

イ 文化財の周辺環境の改変の程度

ウ 周知の埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2 (2) ア 文化財等の状況」の調査地域を勘案し、対象となる文化財等の状況を適切に把握し得る地域とする。

予測地点は、「2 (2) ア 文化財等の状況」の調査地点を勘案し、対象となる文化財等の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

(ア) 工事中

原則として工事期間全体とする。

(イ) 存在・供用時

原則として対象事業に係る工事の完了後又は供用開始後で、文化財等への影響が発生すると想定される適切な時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(ア) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

a 土地の改変計画

b 土地利用計画・施設配置計画

c 工事施工計画

d その他必要な事項

(1) 予測方法

対象事業の内容及び調査で把握した内容を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 対象事業の内容から文化財等の変化の程度を把握して、推定する方法
- b 類似事例から推定する方法
- c その他適切な方法

(3) 予測結果

表又は図等を用いて分かりやすく整理する。

5 評価

原則として、視覚化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が文化財等に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているか考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 工事中

ア 文化財

- (ア) 文化財への工事による影響抑制に関する措置
- (イ) 周辺環境の改変による文化財への影響抑制に関する措置
- (ウ) その他適切な措置

イ 周知の埋蔵文化財包蔵地

- (ア) 施工計画に関する措置
- (イ) 周辺環境の改変による周知の埋蔵文化財包蔵地への影響抑制に関する措置
- (ウ) その他適切な措置

(2) 存在・供用時

ア 文化財

- (ア) 現地保存に関する措置
- (イ) 現地保存できない場合における移転、移築保存等に係る計画に関する措置
- (ウ) その他適切な措置

イ 周知の埋蔵文化財包蔵地

- (ア) 現状保存に係る計画に関する措置
- (イ) 包蔵されている埋蔵文化財の適正な記録保存に係る計画に関する措置
- (ウ) その他適切な措置

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

ア 事後調査の頻度

予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。

イ 事後調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 事後調査地域、事後調査地点

原則として予測地域及び予測地点とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。